EUタクソノミーと持続可能性に関する情報開示

2021年6月 株式会社 三井住友銀行 コーポレート・アドバイザリー本部 企業調査部



- 本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的とした ものではありません。
- 本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。
- ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いくださいますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

目次

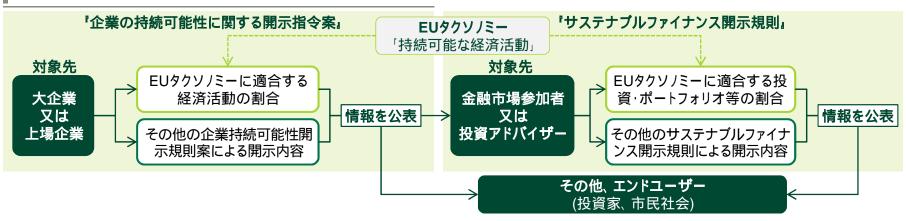
エグゼクティブ・サマリー	P2
1. EUタクソノミー	P3
2. 企業の持続可能性に関する情報開示	P7
3. EUタクソノミーと持続可能性に関する情報開示の関係	P9
Appendix	P10



エグゼクティブ・サマリー

- ・EUタクソノミーとは、「持続可能な経済活動」を体系化したものであり、2050年迄のカーボンニュートラル達成に向けた民間資金誘導のための重要な規則です。
- ・石炭火力発電が一律非該当となった一方、ガス火力発電や原子力発電、ガラス、紙・パルプ、アパレル、海運、 空運等は評価が困難、若しくは結論が出ていない等の理由から今回は見送りとなりました。今後も議論の継続や 条件の見直しが予定されています。
- ・また、欧州では企業や金融機関に対して、持続可能性に関する情報開示を求める規則・指令案が公表されており、 EUタクソノミーへの適合状況を含むESG関連の取組み等について、今後の開示が義務化される方針です。
- ・EUタクソノミーと一連の情報開示規制により、企業及び金融機関の開示情報の透明性が高まり、投資家は投資 先企業の取組み等を比較しやすくなることが期待される一方、企業においては開示体制の整備に向けた負担増 に繋がる可能性がある他、環境対応で見劣りする企業では資金調達コストの増加に繋がる懸念もあります。

EUタクソノミーと企業及び金融機関の情報開示の関係



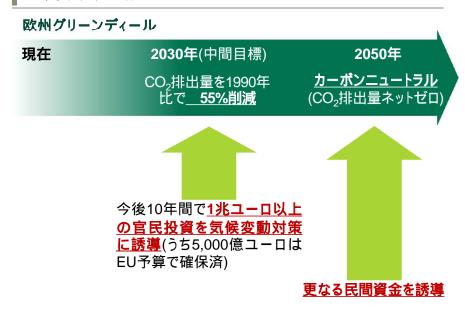


1. EUタクソノミー 〜EUタクソノミーとは

EUタクソノミーとは、「持続可能な経済活動」を体系化したものであり、2050年迄のカーボンニュートラル達成に向けた民間資金誘導のための重要な規則です。

欧州委員会は、2021年4月にEUタクソノミーに合致する企業活動を明示した委任規則と、企業の持続可能性に関する開示指令案を公表しました。

EUタクソノミーとは



EUタクソノミー = 「持続可能な経済活動」を体系化したもの

「持続可能な経済活動」の該当基準を明確化することで、グリーン投資に民間資金を広く誘導することがEUタクソノミー法制化の目的

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成

2021年4月に公表された政策パッケージの内容

欧州委員会が2021年4月21日に公表した政策パッケージ

- 1. EUタクソノミーに合致する企業活動を明示した委任規則
- EUタクソノミー規則は20年6月に発効。今回、「持続可能な経済 活動」の詳細な条件を委任規則に規定。
- 委任規則では、 気候変動の緩和、 気候変動への適応に寄与する経済活動の詳細が明示された。
- 2. 企業の持続可能性に関する開示指令案
- EUが2014年に導入した非財務情報開示指令の改正案として、 今回は「企業の持続可能性に関する開示指令案」を公表。
- ・開示内容の拡充や対象企業の拡大等により、企業間の比較可能 性を確保し、開示情報の信頼性を高めることを目的としている。

(参考)委任規則がカバーする経済活動

欧州における直接的な温室効果 ガスの排出量 約80%

EUに本籍を置く上場企業(注)の 経済活動

約40%

(注)従業員500名以上。



1. EUタクソノミー 〜 EUの環境政策におけるEUタクソノミーの位置付け

「タクソノミーの法制化」は2050年迄のカーボンニュートラルの実現に向けた行動計画の中核的な位置付けになっています。足下では、タクソノミーの法制化に加えて、「サステナビリティ・ベンチマークの開発」、「サステナビリティに関する開示の強化・会計基準設定」が進められています。

EUタクソノミーでは、先ず環境分野の法制化が進められており、中でも気候変動分野が最優先の課題となっています。

持続可能な成長への資金誘導の実現に向けた行動計画

民間資金を環境・社会的に持続可能な経済活動に振り向けるための行動計画

- 1. タクソノミーの法制化 (2020年6月に法制化)
- ・先ず環境分野の法制化を進め、その後社会分 野も法制化予定
- ・環境分野の中でも、特に気候変動分野が最優先課題

- 2. グリーンファイナンス基準と環境認証ラベルの作成
- 3. サステナブルなプロジェクトへの投資促進
- 4. 投資アドバイスへの組入れ
- 5. サステナビリティ·ベンチマーク の開発

低炭素ベンチマーク規制が発効済

格付・調査へのサステナビリティの組入れ

- 機関投資家・アセットマネジャー の義務明確化
- 8. 銀行の健全性要件へのサステナビリティの組入れ
- 9. サステナビリティに関する開示 の強化・会計基準設定

サステナブル・ファイナンス開示規則が発効済

10. コーポレートガバナンス促進、 短期的収益拡大を重視した投資の抑制

1の決定内容を2~10に反映



1. EUタクソノミー ~ 「持続可能な経済活動」の該当要件

2020年6月のEUタクソノミーの法制化を受けて、2021年4月に6つの環境目標のうち、気候変動に関連する2項目において「持続可能な経済活動」に該当するための要件(技術スクリーニング基準)を定めた委任規則が公表されました。

6つの環境目標のうち、今回該当要件が明確化された2つについては、2022年1月から適用が開始される他、残りの4つについても、2021年中に委任規則が公表され、2023年1月より適用が開始される見通しです。

「持続可能な経済活動」の該当要件

6つの環境目標

20年6月法制化

- 1. 気候変動の緩和 22年1月適用開始
- 2. 気候変動への適応
- 3. 水資源等の使用と保全
- 4. 循環型経済への移行
- 5. 大気・水・土壌の汚染防止
- 6. 生物多様性・生態系の保全

4つの要件

- 1. 6つの環境目標のうち、1つ以上に実質的に貢献
- 2. 残りの環境目標に重大な損害を与えない
- 3. 最低限のセーフガードに準拠(注)

6つの環境目標のうち1·2については - 21年4月公表の委任規則で明確化 -

4. 技術スクリーニング基準に準拠

4つの要件を全て満たす場合

<u>「持続可能な経済活動』</u> に該当

企業や金融機関は「持続可能な経済活動」に該当する売上高や設備投資、投融資等の割合を開示する必要あり

下記の業種について、EUタクソノミーの該当・非該当、該当基準を明確化

分類	CO₂排出量が多〈、今後の 削減余地が大きいセクター	│ 他セクターの排出量削減への │ 貢献が期待されるセクター	
	電力、製造業、運輸、林業、上下 水道、廃棄物処理、建設·不動産	専門・科学・技術サービス、情報 通信業	

(注)OECDの多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則等、S(社会)・G(ガバナンス)に関する国際基準を満たす必要がある。

1. EUタクソノミー 〜 EUタクソノミーの該当・非該当セクター

「持続可能な経済活動」に該当するセクターを例示すると以下の通りです。

石炭火力発電が条件に関わらず非該当となった一方、ガス火力発電や原子力発電、ガラス、紙・パルプ、アパレル、海運、空運等はライフサイクルアセスメントが困難、若しくは結論が出ていない等の理由から今回は見送りとなりました。

これらのセクターの適否は引き続き議論が継続される他、該当セクターや該当条件についても随時見直される予定となっています。

EUタクソノミーの該当・非該当セクター

	条件に適合すれば「持続	可能な経済活動」に該当	条件に関わらず	結論が出ず
	該当セクター	該当条件(技術スクリーニング基準)	「持続可能な経済活動」 に非該当	今回は判断見送り
電力	発電(太陽光、風力、海洋エネル ギー、水力、バイオマス等)、送配 電、蓄電池等	発電: 再生可能エネルギーは基本的に 該当、それ以外はライフサイクルで のCO ₂ 排出量が100gCO ₂ /kWh以 下等	石炭火力発電	ガス火力発電 <u>、</u> 原子力発電
素材	鉄鋼、化学、セメント、アルミニウム 等	鉄鋼・化学・セメント: 単位生産量当たりのCO₂排出量等 の条件(2016年及び2017年の最も 効率的な上位10%の設備の平均 値を基に設定)等	-	<u>ガラス、紙・パルプ、</u> アパレル等
自動車·運輸	自動車・陸運(鉄道、トラック)等	乗用車 2025年迄は走行時のCO ₂ 排出量 50g/km以下、2026年以降はゼロ 排出等	-	海運・空運
水素·CO ₂	水素製造·輸送、 CO ₂ 回収·輸送·貯留	水素製造: ライフサイクルのCO ₂ 排出量を、同 等の化石燃料と比較して73.4%以 上削減できる(3tCO ₂ /tH ₂)等	_	_



2. 持続可能性に関する情報開示 〜金融機関の持続可能性に関する情報開示

EUでは、金融機関に「サステナブルファイナンス開示規則」の適用が2021年3月に開始されたことから、EUの金融市場参加者は気候変動や人権問題等のESGに関わるリスクの詳細を開示する必要に迫られています。

今後は個別金融機関レベルの情報開示に加え、EUタクソノミーへの適合状況を含む金融商品レベルの情報開示も義務化されることから、環境対応等で見劣りする企業では、長期的には資金調達コストが増加する懸念があります。

EU金融機関等の開示規制の概要(サステナブルファイナンス開示規則<注>)

	サステナブルファイナンス開示規則
対象企業	全てのEU金融市場参加者(銀行、証券会社、保険会社、投資会社、 資産運用会社、等)投資アドバイザー(保険商品の仲介会社、等)
	・会社レベルの開示
	投資判断の過程でサステナビリティ・リスクをどのように考慮したか
	サステナビリティへの悪影響をどのような手法で評価したか
	サステナビリティ・リスクの考慮を踏まえた報酬方針
開示項目	・金融商品レベルの開示
	金融商品におけるサステナビリティへの悪影響をどのような手法で 評価したか
	金融商品がどのようにESG要素に対応しているか
	サステナブル投資の目的を有する金融商品について、関連ベンチ マークや投資目的の達成に関する開示
	• 2021年3月: 企業レベルの情報開示の開始(サステナビリティ・リスク
今後の適用	の考慮についてはウェブサイト上に開示する必要あり)
スケジュール	• 2022年1月: 金融商品レベルの情報開示の開始(EUタクソノミーへの適合状況も合わせて報告の必要あり)

今後、EUタクソノミーへの適合状況(以下)に関する開示も義務化

- ✓原投資の持続可能性を測定する際に、どのように、どのような範囲でEUタクソノミーが用いられたか
- ✓その投資が貢献する環境目標
- ✓EUタクソノミーに適合する原投資の割合 投資・ファンド・ポートフォリオの割合 EUタクソノミーで定義されている実現活動と 移行活動のそれぞれの比率

(注)「規則(Regulation)」はEU加盟国に対して直接適用され、加盟国の国内法と同じ拘束力を持つ一方、「指令(Directive)」は加盟国宛の指示であり、加盟国はこれに基づいて国内 法を整備することから、適用状況は加盟国によって異なる可能性がある。



2. 持続可能性に関する情報開示 〜企業の持続可能性に関する情報開示

欧州委員会は、2021年4月に2014年に制定された非財務情報開示指令の改正案である「企業の持続可能性に関する開示指令案」を公表しました。今後のEU理事会と欧州議会での審議の進捗如何では、対象企業は2024年(2023年度決算分)から新たな基準による開示が求められる状況です。

企業の持続可能性に関する開示指令案では、対象企業が拡大されたことから日系企業も対応が必要となる可能性があります。

企業の持続可能性に関する開示指令案の概要(非財務情報開示指令からの主な変更点)

	非財務情報開示指令	企業の持続可能性に関する開示指令案
対象企業	・従業員数500名以上のEU市場の上場企業(非 上場企業や中小企業は対象外)	・非上場企業を含む全ての大企業(注1) ・EU市場に上場している中小企業(注2)
ビジネスモデルの概要 対応方針 方針実施の結果 開示項目 対応方針 事業活動に関係する主要なリスク、その影 係るリスク及びその低減に向けた取		左記に加え、以下の項目等を拡充 気候変動の抑制目標に沿ったビジネスモデル・企業戦略の構築の計画 持続可能性に関する経営陣の職責 バリューチェーン上における持続可能性に 係るリスク及びその低減に向けた取組み 知的・人的・社会的な財産等の無形資産に
	・ 取締役の多様性 年齢、性別、職歴、学歴等	・取締役の多様性 年齢、性別、職歴、学歴等
開示情報の 監査要件	• 規制に沿った情報開示を確認(情報の正確性 は確認なし)	持続可能性に関する開示情報の正確性に係る 監査実施を義務化

対象となる企業数は 従前の11,000社から **49,000社に拡大**

更に、EUタクソノミーへ の適合状況(以下)に関 する開示も必要

- ✓EUタクソノミーに適合 する売上高の割合
- √同設備投資(CAPEX) の割合
- ✓同営業費用(OPEX) の割合

(注2) 総資産35万ユーロ以上、 売上高70万ユーロ以上、 年間の平均従業員数10人以上、の3条件のうち2つ以上を満たす企業。これを満たさない小規模企業は対象外。

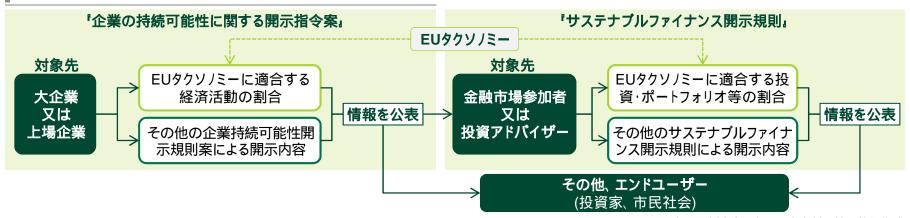


⁽注1) 総資産2千万ユーロ以上、 売上高4千万ユーロ以上、 年間の平均従業員数250人以上、の3条件のうち2つ以上を満たす企業。日系企業についても、欧州の現地法人や 工場等が条件に該当する場合には、開示が必要になるとみられる。

3. EUタクソノミーと持続可能性に関する情報開示の関係

一連の情報開示規制により、企業及び金融機関の持続可能性に関する開示情報の透明性が高まり、投資家は投資先企業の取組み等を比較しやすくなることが期待されます。一方、環境対応で見劣りする企業では資金調達コストの増加に繋がる懸念があります。加えて、EUタクソノミーに基づく情報開示も必要となることから、企業においては開示体制の整備に向けた負担増に繋がる可能性もあります。

EUタクソノミーと企業及び金融機関の情報開示の関係



EUタクソノミーに適合する売上割合の算出イメージ(発電事業の場合)

(出所) 欧州委員会の公表資料を基に弊行作成





Appendix 〜電力における技術スクリーニング基準

一方、再生可能エネルギーや水力、バイオマス発電等は「持続可能な経済活動」として認められ、ライフサイクルの CO_2 排出量 (100g CO_2 /kWh未満)等の該当条件が設定されました。

石炭火力発電はCO₂回収・貯留技術等を用いて低炭素化を図った場合でも「持続可能な経済活動」には該当しないと結論付けられた他、ガス火力、原子力発電については今回は結論が出ず、判断は先送りされました。

電力セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準	
	太陽光発電· 風力発電等	・基本的に「持続可能な経済活動」に該当	
持続可能な 経済活動に	水力発電	以下の何れかを満たす場合に該当 • 流れ込み式(自流式)水力発電所であり、人工貯水池を有さない • 発電設備の電力密度が5W/m ² 超 • ライフサイクルでのCO ₂ 排出量が100gCO ₂ /kWh未満	
該当	パイオマス 発電(専燃)	以下の何れの条件も満たす場合(但し、発電設備の出力や条件に応じて詳細な基準は異なる) ・農業・森林バイオマスはEUの再エネ指令(RED II)で定められた基準に適合すること ・バイオマスの使用によるCO2削減効果が再エネ指令が定める基準(同等の化石燃料を用いた場合の排出量)と比較して少なくとも80%以上であること	
	ガス火力発電	 商用化されていないCO2の回収・貯留技術の活用を前提とした厳格な閾値 (100gCO2/kWh以下)の設定が議論されていたが、東欧諸国や産業界から の強い反発を背景に、今回は結論が出ず、判断は先送り 	
持続可能な 経済活動に 非該当	原子力発電	• ライフサイクル全体でみたインパクト分析が困難である他、気候変動の緩和以外の環境目標に重大な損害をもたらす可能性も否定できないことから、今回は結論が出ず、判断は先送り	
	石炭火力 発電	 CO2の回収・貯留技術の活用等により、CO2排出量を抑制した場合でも、 「持続可能な経済活動」には該当しない 	

(参考)日本における電源別の ライフサイクルCO₂排出量



更なる検討の後、 追加で基準が公表される予定



Appendix 〜送配電・蓄電池における技術スクリーニング基準

送配電や蓄電池についても「持続可能な経済活動」の対象となりました。

送配電では接続される電源に関するライフサイクル CO_2 排出量(100g CO_2 /kWh未満)等の詳細な条件が設定された一方、蓄電池では特段の条件は設定されず、蓄電池及び同部品の製造、使用済み蓄電池のリサイクルが「持続可能な経済活動」として認められています。

送配電・蓄電池セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な 経済活動に 該当	送電·配電	 送配電設備: 以下の何れかの条件を満たす場合 1. 相互に接続された欧州の送配電システム 2. 新規に接続される発電設備の67%以上において、直近5年間のライフサイクルのCO2排出量が100gCO2/kWh未満 3. 直近5年間の平均システムグリッド排出係数(注)がライフサイクルで100gCO2/kWh未満ライフサイクルのCO2排出量が100gCO2/kW以上の発電所と既存の送配電網を接続するための専用の送配電設備やEU指令(Directive(EU)2019/944)に準拠しないスマートメーター設備の設置は「持続可能な経済活動」には該当しない ・送配電設備の設置・運営: 以下の何れかの条件を満たす場合(一部抜粋) 1. 送配電設備の建設・運用、又は既存設備をライフサイクルでのCO2排出量100gCO2/kWh未満の発電設備に接続する場合 2. 電気自動車用の充電ステーションの建設・運用 3. 再生可能エネルギーによる発電量・使用量の増加を目的とする設備・インフラの建設・設置・運用
	蓄電池	以下の何れかの条件を満たす場合 • CO2削減に大き〈寄与する輸送機器用・定置用・電力系統用・産業用の蓄電池、蓄電池パック、及びその部品の製造 • 使用済み蓄電池のリサイクル

(注)接続された発電設備の年間総排出量を送配電システムの年間発電量で除したもの。

✓ SMBC

Appendix 〜鉄鋼・化学における技術スクリーニング基準

素材のうち鉄鋼・化学では、生産単位当たりのCO2排出量を「持続可能な経済活動」の条件としており、2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の生産設備の平均値を元に閾値が設定されています。

但し、化学品では塩素やアンモニア、プラスチック等の複数の製品で異なる条件が設定されており、製品に応じて個別条件を確認する必要があります。

鉄鋼・化学セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
	鉄鋼	以下の何れかの条件を満たす場合 ・製造時のCO ₂ 排出量が <u>右表の閾値を下回る</u> こと ・電気アーク炉において生産される最終製品に含まれる鉄スクラップ の割合が以下の割合以上であること 1. 高合金鋼: 70% 2. 炭素鋼: 90%
持続可能な 経済活動に 該当	化学	 製造時のCO2排出量が右表の閾値を下回ること 塩素: 電力使用量2.45MWh/t以下、且つ使用電力のCO2排出係数が100gCO2/kWh未満 アンモニア: 後述の技術スクリーニング基準に準拠する水素から生産された場合、又は廃水から回収された場合 プラスチック: 以下の何れかの条件を満たす場合 プラスチック廃棄物のメカニカルリサイクル(注)によって生産されている ケミカルリサイクル(注)によって生産される場合は、化石燃料から生産される同等のプラスチックのライフサイクルのCO2排出量を下回る 部分的にリサイクルされている場合は、化石燃料から生産される同等のプラスチックのライフサイクルのCO2排出量を下回る

閾値は2016年及び2017年の最も効率的な 上位10%の生産設備の平均値を基に設定

生産品目	生産量当たり のCO₂排出量
	1.331 tCO ₂ /t
鉱	0.163 tCO ₂ /t
ウス(除〈亜炭コークス)	0.144 tCO ₂ /t
	0.299 tCO ₂ /t
アーク炉高合金鋼	0.266 tCO ₂ /t
アーク炉炭素鋼	0.209 tCO ₂ /t
レン、プロピレン等	0.693 tCO ₂ /t
族(ベンゼン等)	0.007 tCO ₂ /t
ビニル	0.171 tCO ₂ /t
レン	0.419 tCO ₂ /t
エチレン等	0.314 tCO ₂ /t
ピン酸	0.320 tCO ₂ /t
ボンブラック	1.141 tCO ₂ /t
ナトリウム	0.789 tCO ₂ /t
(窒素化合物)	0.038 tCO ₂ /t
	生産品目 鉱 つス(除〈亜炭コークス) アーク炉高合金鋼 アーク炉炭素鋼 レン、プロピレン等 族(ベンゼン等) ビニル レン エチレン等 ピン酸 ボンブラック ナトリウム (窒素化合物)

(注)メカニカルリサイクル: 回収したプラスチックを選別・粉砕・洗浄して、表面の汚れや異物を取り除いた後に、高温下で樹脂内部の汚染物質を除去することでリサイクルすること。 ケミカルリサイクル: プラスチック廃棄物に化学的な処理を施し、原料に戻してからリサイクルすること。



Appendix 〜セメント・アルミニウムにおける技術スクリーニング基準

セメントでは、鉄鋼や化学と同様に生産単位当たりのCO₂排出量を「持続可能な経済活動」の条件としており、2016年及び2017年の最も効率的な上位10%の生産設備の平均値を元に閾値が設定されています。

一方、アルミニウムは、製造時の直接・間接的なCO。排出量の条件や生産量当たり消費電力等の条件が設定されています。

尚、セメントを主原料とするコンクリートについては、セメントの配合比率次第でCO₂排出量が大きく変化することから、「持続可能な経済活動」には該当しない格好です。

■セメント・アルミニウムセクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な	セメント	 クリンカ: 製造時のCO₂排出量が0.722tCO₂/tを下回ること セメント: 製造時のCO₂排出量がセメント生産量1tあたり0.469 tCO₂/tを下回ること 尚、製造工程で発生するCO₂を回収することで閾値をクリアする場合は、後述のCO₂輸送・貯留に関する技術スクリーニング基準に準拠する必要あり
経済活動に該当	アルミニウム	以下の何れかの条件を満たす場合 • 2025年迄は下記条件の2つを、2026年以降は全てを満たすこと 1. 製造時のCO ₂ 排出量が1.484tCO ₂ /tを下回る 2. 間接的なCO ₂ 排出量が100gCO ₂ /kWhを下回る 3. アルミ生産量当たりの電力消費が15.5MWh/tを下回る • リサイクルされたアルミニウム
持続可能な 経済活動に 非該当	コンクリート	・コンクリートは、その使途によって主成分であるセメントの配合比率が 異なり、CO₂排出量も大きく変化することから、「持続可能な経済活動」 には該当しない

鉄鋼や化学と同様に、閾値は 2016年及び2017年の最も効率的 な上位10%の生産設備の平均値 を基に設定



Appendix 〜自動車・運輸における技術スクリーニング基準

自動車・運輸セクターでは、乗用車や陸運、内陸水運が「持続可能な経済活動」の対象となりました。乗用車は、2025年迄は移行措置として走行時のCO₂排出量が50g/km未満といった基準が設定されましたが、2026年以降はゼロエミッション車のみが対象となります。

尚、乗用車や陸運、内陸水運ではライフサイクルでのCO₂排出量の評価が課題である他、今回見送りとなった海運・空運セクターの「持続可能な経済活動」への該当の適否や技術スクリーニング基準についても今後検討が進められる予定です。

自動車・運輸セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
	乗用車 小型商用車	乗用車、小型商用車: • 2025年迄は、走行時のCO ₂ 排出量が50gCO ₂ /km未満 • 2026年以降はゼロ排出 ・ 2026年以降はゼロ排出 ・ 2026年以降はゼロ排出
持続可能な	旅客·貨物用 陸上輸送	 ゼロ排出(但し、ゼロ排出に必要なインフラが整っていない区間を走行する際にエンジンを併用することは可) 化石燃料のみを輸送する場合は非該当
経済活動に該当	旅客·貨物用 海上輸送 (内陸水運)	 ゼロ排出(但し、2025年迄はエネルギーの50%以上を電力又はゼロエミッション燃料で賄うことを条件に、ハイブリッドエンジン又はデュアル燃料エンジンを搭載する船舶も該当) 化石燃料のみを輸送する場合は非該当
	陸上・海上 輸送インフラ	・ <u>ゼロ排出の車両・船舶・航空機専用の設備</u> (充電ステーション、水素ステーション等)、 <u>港湾や</u> 空港自体のゼロ排出実現に寄与する設備、他の輸送手段への乗り換え設備、荷役設備等 ・化石燃料輸送にのみ用いられるインフラは非該当
持続可能な 経済活動に 非該当	海運·空運	 海運: <u>適切な基準を検討中(今回は判断は見送り)</u> 空運: <u>今後本格的な検討を開始(今回は判断は見送り)</u>

ライフサイクル でのCO₂排出 量の評価が今 後の課題

今後、検討が進め られる予定



Appendix 〜水素、CO₂輸送・貯留における技術スクリーニング基準

低炭素化への貢献が大きい水素の製造・輸送・貯留やCO2の輸送・貯留も「持続可能な経済活動」の対象となりました。

水素製造については、同等の化石燃料に対するライフサイクルでのCO₂排出量の削減率が基準として設定され、CO₂の輸送・貯留技術の活用を前提に、化石燃料由来の水素向けの投資も後押しする方針です。

水素の輸送・貯留やCO2の輸送・貯留については、準拠すべきEU指令やISO規格に加え、より詳細な該当条件が示された格好です。

水素、CO2輸送・貯留セクターにおける技術スクリーニング基準

	セクター	技術スクリーニング基準
持続可能な	水素·水素由来の 合成燃料	 製造: 同等の化石燃料(基準値: 94gCO₂/MJ)と比較して、ライフサイクルのCO₂排出量を水素の場合 73.4%以上(3tCO₂/tH₂)、水素由来の合成燃料の場合 70%以上削減できること 尚、製造工程で発生するCO₂を回収することで閾値をクリアする場合は、下記のCO₂輸送・貯留に関する技術スクリーニング基準に準拠する必要あり 輸送: 以下の何れかの条件を満たす場合 水素又はその他の低炭素ガス専用のガスパイプラインの建設・運用 既存のガスパイプラインの水素への転用 水素混入量の増大等を可能とする既存のガスパイプラインの改良 貯留: 上記の基準により製造された水素の貯留施設の建設・運用(建設については、既存の地下ガス貯蔵施設等を水素貯留施設に転換する場合も含む)
経済活動に該当	CO₂輸送·貯留	 輸送: 以下の何れの条件も満たす場合 1. 回収施設から注入ポイントまでの輸送過程におけるCO2の漏洩率0.5%以下 2. 下記の技術スクリーニング基準に準拠する貯留施設に輸送されること 3. 適切な漏洩検知システムが実装され、モニタリング計画が実施され適切な第三者によって検証されていること ・貯留: 以下の何れの条件も満たす場合 1. 地層がCO2貯留サイトに適するかどうかの特性評価や周辺地域の調査等が行われている 2. CO2貯留施設の運用に際し、漏洩検知システムが実装されている、注入設備・貯蔵設備・周辺環境のモニタリング計画が実施され、監督当局に定期報告されている 3. EU域内における貯留場所の探査と運用がEU指令(Directive 2009/31/EC)に準拠している、域外でISO規格(ISO27914:2017)に準拠している

